

UBSグローバルDX株式ファンド (資産成長型)／(予想分配金提示型)

追加型投信／内外／株式



※本交付目論見書は、①UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)の交付目論見書および②UBSグローバルDX株式ファンド(予想分配金提示型)の交付目論見書を組合わせて作成したものです。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社] (ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス :<http://www.ubs.com/japanfunds/>
電話番号:03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

[受託会社] (ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)	追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券(株式一般))	年1回	グローバル(含む日本)	ファミリー ファンド
UBSグローバルDX株式ファンド(予想分配金提示型)	追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券(株式一般))	年12回(毎月)	グローバル(含む日本)	ファミリー ファンド

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

※以下、本書において「UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)」を「資産成長型」、「UBSグローバルDX株式ファンド(予想分配金提示型)」を「予想分配金提示型」ということがあります。また、両ファンドを総称して、もしくは各ファンドを「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)

資本金／22億円(2021年4月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額／8,474億円(2021年4月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)」および「UBSグローバルDX株式ファンド(予想分配金提示型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年9月15日に関東財務局長に提出しており、2020年10月1日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界の先進国、新興国に上場する企業のうちデジタル・トランസフォーメーション^{*}により、中長期的に高い成長が見込まれる企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*「デジタル・トランസフォーメーション(DX)」とは、デジタル技術を駆使して、企業経営や事業の在り方、個人の生活や働き方を変革することをいいます。

ファンドの特色

1 世界の上場株式の中から、デジタル・トランസフォーメーション(DX)により飛躍的な成長を遂げることが期待される企業に実質的に投資します。

- ・幅広い産業において、デジタル技術を活用することで、飛躍的な成長を遂げることが期待される企業に投資します。
- ・銘柄選択においては、DXの恩恵を受ける企業を異なる成長ステージに分散しながら投資を行います。

2 富裕層向けビジネスで世界最大規模のUBSグローバﾙ・ウェルス・マネジメントとUBSアセット・マネジメントとの協業により、ベスト・アイデア・ポートフォリオを構築します。

3 年1回決算を行う「資産成長型」と年12回決算を行う「予想分配金提示型」の2つのファンドからお選びいただけます。

- ・決算頻度と分配方針の異なる2つのファンド

[資産成長型]

毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)に、原則として分配方針に基づき、分配を行います。

[予想分配金提示型]

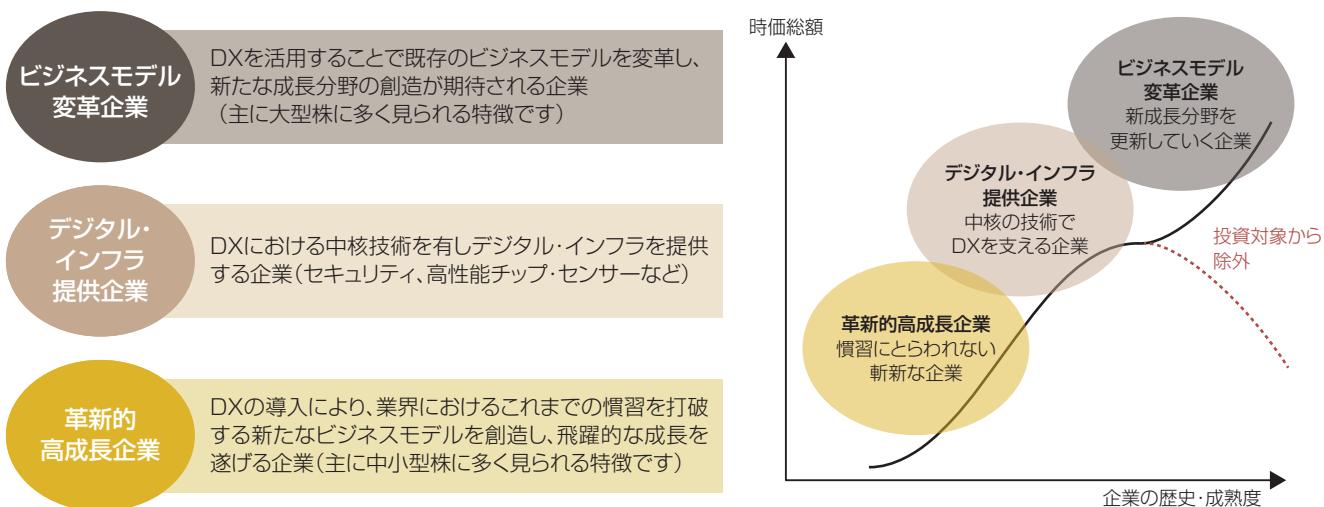
毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に、原則として分配方針に基づいて基準価額水準に応じた分配を目指します。

※各ファンドの分配方針の詳細は、後記「分配方針」をご覧ください。販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いになる場合があります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ DXにより成長が期待される企業を選別

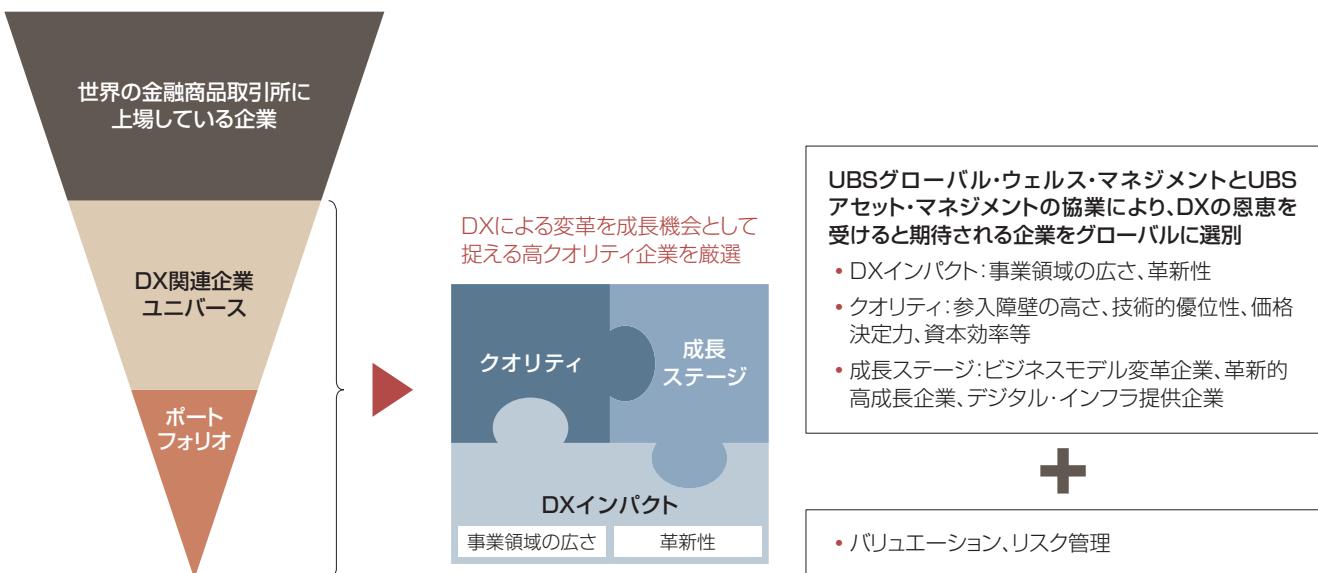
- ・ファンドは主として、幅広い産業においてデジタル技術を活用することで、飛躍的な成長を遂げることが期待される企業に投資します。



※ファンドはUBSグローバルDX株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて世界各国の株式等への投資を行います。詳しくは「ファンドの仕組み」をご覧ください。上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図であり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

◎ 運用プロセス

- ・幅広い産業に波及するDXがもたらす優良な投資機会を特定するためには、事業領域の大きさ、革新的なビジネスモデルの執行力、各企業の成長ステージに対する理解が重要です。
- ・当ファンドはUBSグループの総力を結集した投資アイデア(投資候補銘柄群)から、徹底的なファンダメンタルズ調査と事業モデルの検証を行い高クオリティ企業を選別し、DXにより飛躍的な成長を遂げると期待される企業に投資を行います。



DXインパクト(成長の伸び代)、クオリティ(総合的な執行力)、成長ステージの観点から優れた投資魅力を備える企業を選別します。

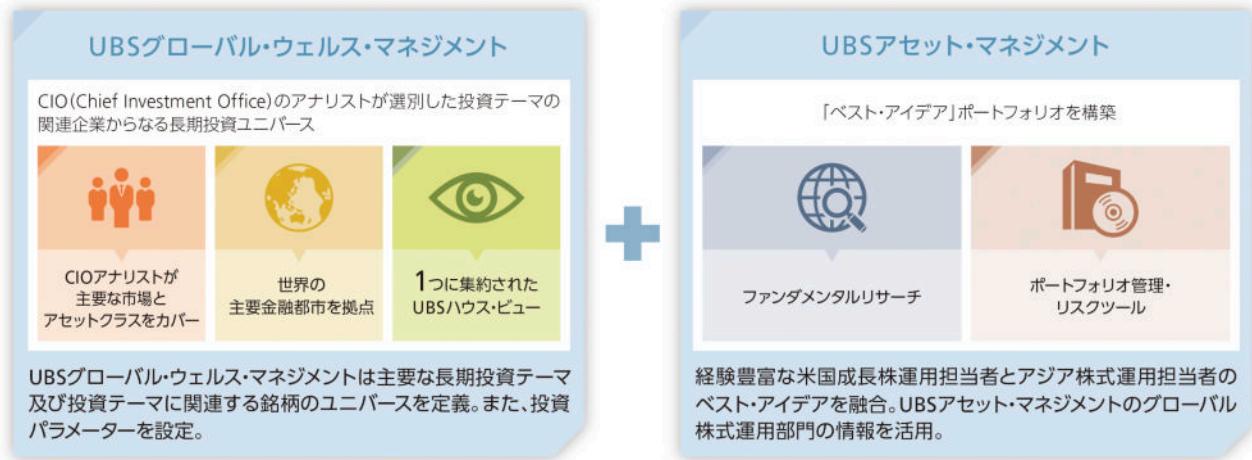
※マザーファンドの運用の指図に関する権限をUBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクに委託します。上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図であり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

2021年4月末現在

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 運用体制

- ・富裕層向けビジネスで世界最大規模のUBSグローバル・ウェルス・マネジメントとUBSアセット・マネジメントとの協業により、ベスト・アイデア・ポートフォリオの構築を目指します。
- ・米国、アジアを中心に世界の主要拠点の運用調査担当者からの情報を活用します。



出所:UBSグループより当社作成。

2021年4月末現在

◎ ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBSグローバルDX株式マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。

- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンド(UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)／(予想分配金提示型))に投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンド(UBSグローバルDX株式マザーファンド)に投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



- ・UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。
委託先名称:UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク(UBS Asset Management (Americas) Inc.)
委託の内容:有価証券等および通貨の運用

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。
一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

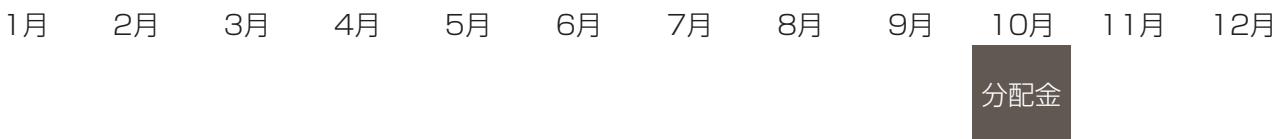
◎ 分配方針

[資産成長型]

毎決算時(毎年10月15日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]



[予想分配金提示型]

毎決算時(毎月15日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、原則として、上記の分配対象額の範囲内で、以下の方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。また、計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額*が急激に変動した場合等には、下記の分配を行わないことがあります。
※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

計算期末の前営業日の基準価額	分配金(1万口当たり、税引き前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

(注1)基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

(注2)分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]



※資産成長型および予想分配金提示型の上記の図表は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

※販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いになる場合があります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

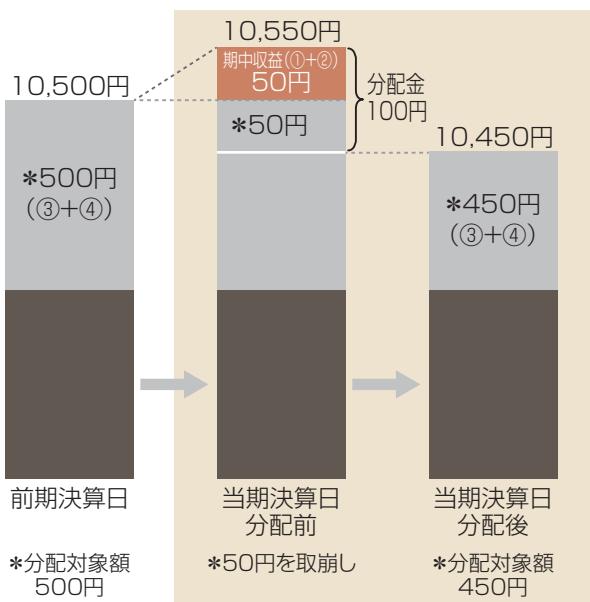
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



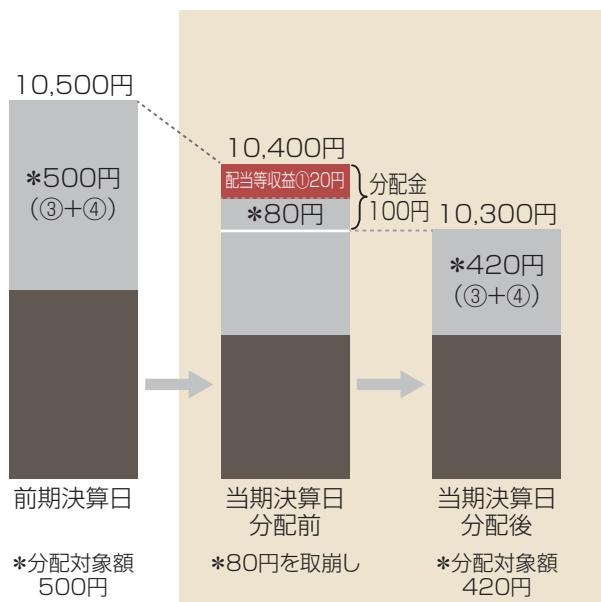
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

[計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合]

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】



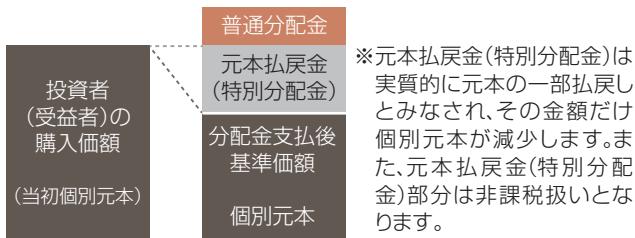
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

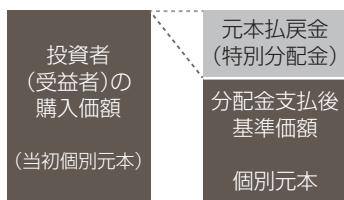


普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があり、基準価額に影響を与える要因になります。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。また、新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が速いこと」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクがあります。

■ 為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

(参考情報)

[資産成長型]

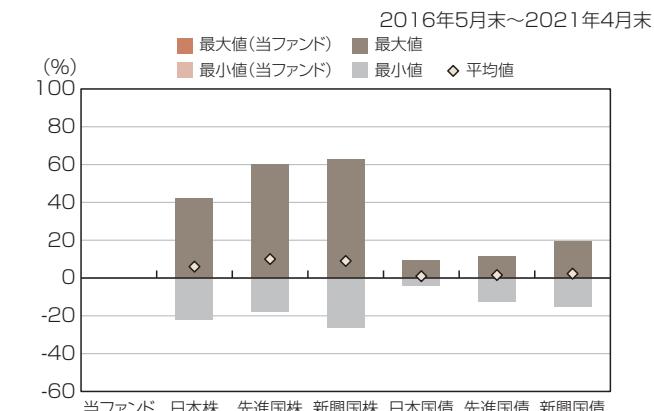
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



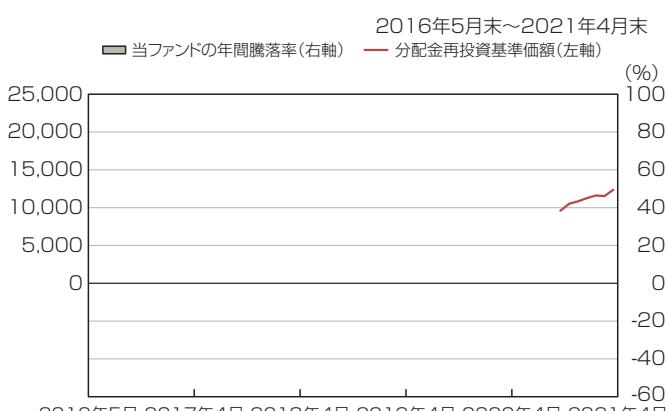
*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2016年5月から2021年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

*分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[予想分配金提示型]

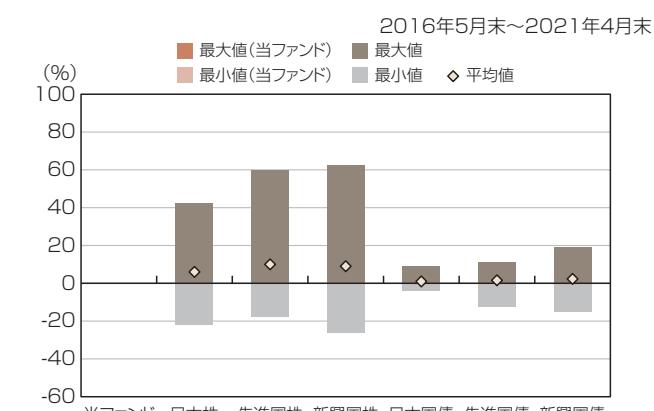
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2016年5月から2021年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

*分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指數は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指數をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指數のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関する資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・ NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2021年4月30日現在)

資産成長型



予想分配金提示型



※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

資産成長型

当ファンドは初回の決算日を迎えていないため、
該当事項はありません。

予想分配金提示型

2020年12月	0円
2021年1月	200円
2021年2月	300円
2021年3月	200円
2021年4月	200円
直近1年間累計	900円
設定来累計	900円

主要な資産の状況(2021年4月30日現在)

組入上位10銘柄

国／地域	銘柄名	種類	業種	投資比率
1 アメリカ	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	4.53%
2 アメリカ	AMAZON.COM INC	株式	小売	3.63%
3 アメリカ	ALPHABET INC-CL A	株式	メディア・娯楽	3.43%
4 アメリカ	VISA INC-CLASS A SHARES	株式	ソフトウェア・サービス	2.52%
5 台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	株式	半導体・半導体製造装置	2.45%
6 ケイマン	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	メディア・娯楽	2.43%
7 ケイマン	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	株式	小売	2.34%
8 アメリカ	JPMORGAN CHASE & CO	株式	銀行	2.23%
9 アメリカ	APPLIED MATERIALS INC	株式	半導体・半導体製造装置	2.20%
10 アメリカ	ANALOG DEVICES INC	株式	半導体・半導体製造装置	2.20%

※投資比率はマザーファンドの純資産額に占める割合です。

※各ファンドの純資産総額に対し、資産成長型は99.99%、予想分配金提示型は99.97%マザーファンドを組入れております。

株式業種別投資比率

国内／外国	業種	投資比率
ソフトウェア・サービス	27.40%	
半導体・半導体製造装置	19.53%	
メディア・娯楽	17.30%	
小売	6.44%	
各種金融	5.55%	
ヘルスケア機器・サービス	4.18%	
消費者サービス	4.13%	
耐久消費財・アパレル	3.16%	
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.98%	
銀行	2.23%	
商業・専門サービス	2.08%	
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.93%	
保険	1.31%	
合計	98.21%	

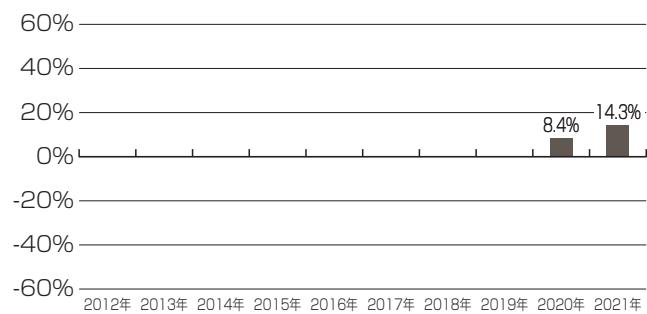
※業種・国・地域別投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合です。

国／地域別投資比率

国／地域	投資比率
1 アメリカ	77.60%
2 ケイマン	10.20%
3 オランダ	3.90%
4 台湾	2.45%
5 中国	2.33%
6 アイルランド	1.74%
現金・預金・その他の資産	1.79%
合計	100.00%

年間収益率の推移(2021年4月30日現在)

資産成長型

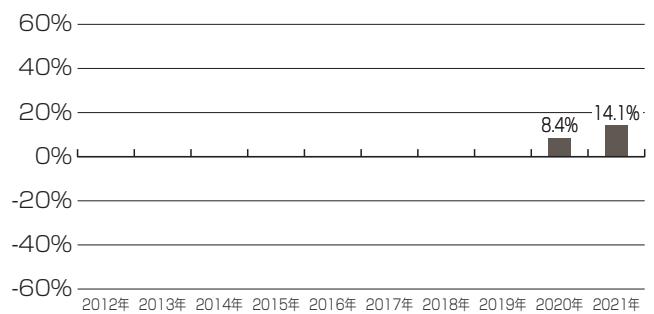


※2020年については、当初設定日(2020年10月15日)から年末までの騰落率、2021年は年初から4月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものとして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

予想分配金提示型



※2020年については、当初設定日(2020年10月15日)から年末までの騰落率、2021年は年初から4月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものとして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2020年10月15日から2022年1月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくは香港証券取引所の休業日、またはロンドンの銀行もしくは、ニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、購入・換金申込の受け付けを中止することおよびすでに受けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	2020年10月15日から2030年10月15日まで ※受益者に有利であると認めたときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	各ファンドについて、信託契約締結日より1年経過後(2021年10月15日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[資産成長型] 原則として毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日) 第1期決算日は、2021年10月15日とします。 [予想分配金提示型] 原則として毎月15日(休業日の場合は翌営業日) 第1期決算日は、2020年12月15日とします。
収益分配	[資産成長型] 年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能) [予想分配金提示型] 毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	[資産成長型] 毎年10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。 [予想分配金提示型] 毎年4月および10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

- 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、 3.3%(税抜3.0%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

- 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.903%(税抜年率1.73%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) 委託会社 0.85% 委託した資金の運用の対価 販売会社 0.85% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき([資産成長型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
その他の費用 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のとき([資産成長型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われる主な費用	 監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2021年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注)20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、年間80万円の非課税投資枠(「ジュニアNISA」)の適用を受けることができます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

